

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月2日

徳島市監査委員 尾田正則  
同 藤原晃  
同 須見矩明  
同 井上武

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会（財政援助団体）
- 2 所管部課 健康福祉部 健康福祉政策課
- 3 対象期間等 令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した財政援助に係る出納その他の事務

#### 4 監査対象団体の概要

- (1) 目的 徳島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- (2) 設立年月日 昭和44年6月12日
- (3) 事務所 徳島市沖浜東2丁目16番地
- (4) 職員数 37人（正規職員12人、臨時・嘱託・パート職員25人）
- (5) 徳島市からの補助金

項目	予算額（令和6年度）	8月末現在収入済額
徳島市からの補助金	54,164,000円	28,655,500円
運営費市補助金	47,607,000円	23,803,500円
活動費市補助金	6,557,000円	4,852,000円

#### 第2 監査の実施期間

令和6年9月17日から令和6年11月26日まで

#### 第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会の財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、団体では、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。

##### ○団体（社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会）

###### 1 人件費に関する規定、勘定科目内の適用が適正でないものがあった。

休日の勤務に対する割増賃金の支給割合及び区分などについて、現状の割増賃金の支給が、一部規程に合致していないところがあった。関係法令の確認及び労使間での協議のうえ、当該規程を見直しされたい。